

合意, 応訴, 反訴および併合による国際裁判管轄

安達 栄司
あだち えいじ

成城大学法学部教授

- 1 はじめに
- 2 合意管轄
- 3 応訴管轄
- 4 反訴
- 5 併合管轄
- 6 おわりに

1 はじめに

本稿は、合意、応訴、反訴、併合を管轄原因とする国際裁判管轄に関して、平成8年の新民事訴訟法の制定後の判例と学説の展開を考慮して、将来の立法の課題を提示することを目的とする⁽¹⁾。合意、応訴、反訴、併合のいずれの管轄原因も民法の土地管轄規定に根拠を有している。国際裁判管轄を考える際に土地管轄規定から出発する(二重機能性の原則的肯定)というわが国の判例⁽²⁾の立場をふまえて、本稿では、これらの管轄原因を定める土地管轄規定がどこまで国際裁判管轄のルールとして妥当するのか、という観点から検討する。

2 合意管轄

(1) 新民法の立法論議

平成8年に公布された新民事訴訟法の立法論議において、当初国際民事訴訟法も検討対象に含まれていた⁽³⁾。しかしその際にも国際的な合意管轄論は格別の検討事項にされなかった。ただ国内管轄の規制として約款上の専属的合意管轄条項が消費者保護の見地から問題であるとして、①法人または商人だけが事前の管轄合意をすることができるという案と、②管轄合意の場合に専属性を認

めず、移送に服させる二つの案が検討された。その問題意識は消費者保護というわが国の公序の貫徹である⁽⁴⁾。このような内国の管轄合意の規制が国際管轄にも類推できるのか、という議論はなかった。

それゆえに新しい国際裁判管轄法を考えると、管轄利益の考量に立ち返った検討からはじめることもできる。しかし、当事者利益の尊重の観点から、国際裁判管轄の合意には合理性があることはこの間の学説上も争いがなく⁽⁵⁾、ここで立ち入る必要はないだろう⁽⁶⁾。

(2) プロログチオンとデログチオン

新しい論点として、国際的管轄合意の二つの要素、すなわちわが国の裁判所に国際裁判管轄を創設する合意（プロログチオン）と管轄を排除する合意（デログチオン）の関係をどのように考えるか、という問題がある。2005年に成立したハーグ管轄合意条約⁽⁷⁾ 3条aは、管轄合意にはこの二つの要素が同時に含まれるという前提から出発している。しかし、上記のように、管轄合意の正統性が当事者利益の実現にあるならば、両者を常に一体のものと解する必然性はない。特定の国際裁判管轄だけを排除する合意も、または新しい管轄権を付加的に創設するだけの合意も可能である。これに加えて、合意された管轄が専属的なものか、付加的なものかは、合意に際しての当事者意思から明らかにされるべきである。

(3) 管轄合意の効力と成立に関する準拠法

国際裁判管轄の合意に関する準拠法について、従前、国際民事訴訟法独自説（法廷地法説）と当事者自治説（契約準拠法説）が大きく対立していた⁽⁸⁾。この対立は、国際民事訴訟法の独自性をめぐる理念の違いに起因するものであった。近時の学説では、管轄合意について準拠法が問題となる場面を分解して、管轄合意の許容性、成立および訴訟上の効果をそれぞれ区別して論じる。

① 適法性と訴訟上の効果

わが国の裁判所の国際裁判管轄を創設する、または排除する当事者の合意があるとき、わが国の受訴裁判所はそれに有効に拘束されるのかどうか（管轄合意

の適法性・許容性), またそれを訴訟上どのように取り扱うのか(訴訟上の効果)は, 手続法の問題である。したがって, 法廷地法, すなわちわが国の国内法によって判断すべきである⁽⁹⁾。

② 管轄合意の成立

それに対して, 合意の成立問題(意思表示の瑕疵)は, 当事者の「合意」というその性質を考慮するならば, 契約上の合意と異なるところがなく, 実体法に服し, その準拠法について当事者意思に従うことが可能である。内国の土地管轄の合意の成立問題について民法の意思表示の瑕疵の規定が考慮されるのと同様に, 国際裁判管轄の合意の成立問題については主契約の準拠実体法によって判断される⁽¹⁰⁾。

(4) 合意の方式

民訴法11条2項は合意の方式として書面性を求める。その理由は, 管轄合意, 特に管轄排除の合意は当事者に重大な影響を及ぼすために当事者の意思の明確性と証拠の確実性を期するためである⁽¹¹⁾。したがって, 合意の方式は, 管轄合意の有効性に直結する問題として, 手続法事項に含まれると見ることができる。国際的合意管轄の合意の方式について見るならば, 法廷地の(国際)民事訴訟法によることになる⁽¹²⁾。

では, 法廷地法として機能する将来のわが国の新しい国際裁判管轄法は, 合意の方式として国内法と同様の方式, 特に書面性を要求するべきであろうか。立法例としては, 商人・法人与非商人で方式を区別するドイツZPO38条, またはわが国の民訴法11条2項のように一律に書面性を要求する規定または慣習・慣行に従う方式を求める規定が参考になる。

わが国の新法を考えると, 昭和50年最判⁽¹³⁾が示した方式についての説示を出発点にすることは合理的である。すなわち「少なくとも当事者の一方が作成した書面に特定国の裁判所が明示的に指定されていて, 当事者間における合意の存在と内容が明白であれば足りると解するのが相当であり, その申し込みと承諾の双方が当事者の署名のある書面によるのではなくなければならないと解すべきではない」として, ゆるやかな書面性の方式が要求されている。

わが国において土地管轄についても、民訴法11条2項の書面性の要件は当事者意思の明確性と証拠の確実性が担保されていることを条件に実質的な判断に基づいて解釈されている⁽¹⁴⁾。この国内管轄の解釈態度は、同じく法廷地法が支配する国際裁判管轄の合意の方式を考える場合にも転用可能なものである。ここでは、文書の引用による管轄合意も排除されない(仲裁法13条3項参照)。将来の立法措置に際しては、民訴法11条2項と同様に当事者意思の明確性を担保する趣旨での書面性の要件⁽¹⁵⁾を明文化することが望ましい(研究会報告書第4の1, 5(1))。

(5) 専属管轄と合意管轄

合意管轄が当事者意思に基づく管轄権であることから、日本の国際民事訴訟法上、専属管轄とされる訴えの類型(登記または登録に関する訴え)などについては、管轄の合意をすることができないことが指摘されていた。ブラッセルI規則23条3項は同様の考慮を明文化した。このことは、わが国の立法でも賛成できる(研究会報告書第4の1, 2)。

(6) 合意を否定する特段の事情の考慮

従来の学説において、外国裁判所に国際裁判管轄を認める当事者の合意があるにもかかわらず、当該外国との関連性が小さい、又は我が国との関連性が密接であるような特段の事情がある場合にはその効力を認めるべきではない、として合意の効力の評価に比較衡量を導入する見解が有力に主張されていた⁽¹⁶⁾。

この点を立法的に明確に取り扱ったのは、ハーグ管轄合意条約である。まず、他の適切な法廷地の存在を理由に管轄権の行使を差し控えるフォーラム・ノン・コンビニエンスの考慮をハーグ管轄合意条約5条2項は排除した。他方で、ハーグ管轄合意条約19条は、その有効性のために内国関連性を要求すること(留保宣言)を締約国に認めた。後者は、管轄規制における法的安定性を重視するドイツでは即座に批判されることになった⁽¹⁷⁾。

利益衡量をする有力説に対しては、わが国の学説でも異論が強い⁽¹⁸⁾。これに加えて「特段の事情」および「内国関連性」の概念を法規定に取り込むことの

技術的困難性は否定できない。従って、将来の立法においてこの有力説が直ちに採用される見込みは乏しい。

(7) 合意管轄裁判所の管轄権

わが国の裁判権を排除して、外国裁判所に管轄を創設する合意（デロガチオン）の場合、合意された外国裁判所に管轄権があることが有効要件になるか。これは、前述の最判昭和50年の判旨において明示された要件のひとつである。当事者によって合意された外国裁判所が管轄権を否定するならば、当事者は管轄裁判所を世界中で失うことになり、一定の救済を講じる必要性はある。しかし立法論としては、この問題は緊急管轄で対処できる事項であり、管轄合意の有効要件として格別に明文化する必要性は大きくないだろう⁽¹⁹⁾。

3 応訴管轄

(1) 従来判例学説

国際裁判管轄の規制として、民訴法12条に二重機能性を認めることについて従来判例学説に異論は見られない（研究会報告書第4の2）⁽²⁰⁾。我が国の裁判所に訴えが提起され、被告が裁判管轄の不存在を主張しないまま本案につき弁論をしたとき、我が国の国際裁判管轄が生じる。このことは、外国裁判所に専属的合意管轄が認められる事案であっても変わらず、また応訴以外の管轄原因が我が国に存在するかどうかにも左右されない。

その場合の応訴の意味に関して、具体的に被告のどの程度の態度を意味するのかは議論の余地がある。国際的応訴管轄を肯定した最初の判例といえる、大阪地中間判昭和61年3月26日判タ601号65頁は、被告が管轄について留保せず、第一回口頭弁論期日から相殺の抗弁を提出するなど、本案への応訴の態度が明白な事案に関わるものであり、しかも無管轄の主張は第6回口頭弁論期日においてようやく提出されるという、濫用的なものであった。

東京地判平成12年11月24日判タ1077号282頁は、国際的応訴管轄が認められるための応訴の程度とは、口頭弁論における実質的な弁論でなければならず、本案に関する事項が記載された答弁書の陳述の擬制では足りないと述べて、

応訴管轄の成立を否定した。被告が無管轄の抗弁をいつの時点で提出したのかということは、本判決では考慮されていない⁽²¹⁾。

学説は、本来国際裁判管轄を有しない国家の裁判所において訴訟遂行を強いられる被告の不利益は国内事件に比べてより大きいことを考慮して、その成立に抑制的な態度を示すことで一致する⁽²²⁾。すなわち、国際的応訴管轄のための本案についての陳述は、現実に裁判所に出頭して口頭で行われる必要があるという判例の立場は学説上も支持されるものである。また、ドイツの学説のように被告への無管轄についての教示を裁判所に義務付けようとするならば⁽²³⁾、この程度の応訴は不可欠の前提にもなる。

なお、新民事訴訟法の土地管轄に関しては移送規定の改正によって（民訴法17条）、裁判管轄の場所的調整がより柔軟にできるようになったが、それができない国際裁判管轄においては管轄権の創設に慎重な態度を要求することになるだろう。

応訴の程度に関する立法例として、ブラッセル I 規則 24 条は、他の訴訟要件に対する異議であっても応訴管轄が生じると定める。それによれば、国際裁判管轄に対する異議を述べないで、土地管轄についてのみ異議を提出する、または移送を申し立てる場合も、応訴管轄が生じることがあり得る⁽²⁴⁾。「本案についての」応訴を要求する日本法（及びドイツ法）は、このブラッセル規則に比べると応訴管轄の発生に慎重であるように見える。もともと、少なくともわが国法において移送によって解消される土地管轄の異議は本案審理の回避を導くものではないので、両者の違いは大きくない。

(2) 外国裁判所の専属管轄との関係

応訴管轄が事後的ないし消極的な管轄合意の側面を有することから、当事者が外国の裁判所に専属的合意管轄を定めている場合であっても、わが国の応訴管轄は発生する⁽²⁵⁾。それに対して、当事者の処分を許さない法定の専属管轄が外国裁判所に認められる場合には、わが国の応訴管轄は発生しないと考えるべきか（民訴法13条の二重機能性の承認）。

立法例として、ブリュッセル I 規則 24 条 2 文がその趣旨を定める。合意管轄

と同様に、応訴管轄に基づくわが国の判決が外国で承認されないことがすでに想定されるのであるから、かかる場合にわが国の応訴管轄を進んで認める意味は乏しく、わが国の立法としても合理性を有する（研究会報告書第4の2、2）。

4 反 訴

(1) 反訴管轄の意義

民訴法146条は反訴管轄を許容する。国内民訴法の議論において、反訴の意義は審判対象の設定に被告の意思を反映させるという、当事者の武器対等または公平にあると考える立場もあった⁽²⁶⁾。しかし、大正15年改正の旧民訴法238条は、ドイツ法(ZPO33条)にならって、本訴と反訴の間に一定の牽連関係があることを要件とし、この要件は現在の民訴法146条にも引き継がれている。この牽連関係の要件から、反訴の意義は、当事者間の公平の利益よりも、関連する事件を一挙的に解決すること(訴訟経済)と判決の矛盾の回避にあることが明らかである。国際裁判管轄についても訴訟経済と判決の矛盾の回避という利益に合理性がある限り、この民訴法146条に二重機能性を付与して反訴管轄を認めることには理由がある(研究会報告書第6の1、2)。

立法例として、ドイツZPO33条およびブラッセルI規則6条3号(さらに同12条2号、16条3号)は、同様の趣旨から反訴の国際裁判管轄を認めている。

(2) 反訴管轄の要件

反訴の土地管轄規定に二重機能性を認めることが合理的であるとして、民訴法146条の要件、すなわち「本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合」も国際裁判管轄において維持(転用)できるか。

ZPO33条に二重機能性を認めているドイツ国内法は、日本法と同様の「本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合」という要件の国際裁判管轄への転用をそのまま認める立場である。ブラッセルI規則6条は、反訴が「本訴(の基礎)と同一の契約又は事実に基づく」という表現であり⁽²⁷⁾、ZPO33条よりも限定的であるように見える。

反訴被告(原告)の管轄上の利益を考慮するならば、要件をより厳しくする

ブリュッセル I 規則のほうが民訴法 146 条又は ZPO 33 条よりも好ましいように見える。しかし、「本訴（の基礎）と同一の契約又は事実に基づく」という文言は必ずしも一義的ではなく、両者に実際に違いがあるのか判然としない。それ以上に、反訴の場合、反訴被告（原告）はその法廷地を積極的に利用する意思をはじめから有しているのであるから、反訴請求について当該法廷地での応訴を強要しても何らの不利益はない。別の言い方をすれば、反訴請求について潜在的な応訴管轄が反訴被告（原告）に生じていると見ることができる。そうであるならば、反訴管轄の規制において、反訴被告（原告）保護の観点は後退してよく、土地管轄と比較して格別の要件の厳格化は不要である。

したがって、従ってわが国の立法を考えるならば、ドイツ法と同様に、民訴法（146 条）の文言をそのまま国際裁判管轄の場面にも転用する、またはせいぜい「本訴の目的である請求と関連する請求を目的とする場合」と定めることが可能であろう。

(3) 反訴請求の専属管轄

民訴法 146 条 1 項 1 号は反訴請求が専属管轄に服するとき反訴を認めない。これを国際裁判管轄にも転用するならば、我が国から見て国際的専属管轄が外国に認められる場合、反訴管轄が否定される。専属管轄の公益性を国際的なひろがりでも承認できるならば、このような転用も理由があるといえる（研究会報告書第 6 の 1, 3）。

なお、土地管轄の場合、合意による専属管轄（民訴法 11 条）は反訴管轄を排除しない。なぜなら、反訴によって実現される訴訟経済と判決矛盾の回避の利益（公益）のほうが、管轄合意に認められる当事者利益よりも勝ると立法者は判断したからである⁽²⁸⁾。

国際裁判管轄の場合には、専属的な管轄合意によって実現すべき当事者利益と上記のように国内法で認められている「公益」を比較して後者を優先させる必然性はない。土地管轄規定において上記のような専属的合意管轄が除外されているは、移送による調整の場면을拡大し、同時に土地管轄に対する当事者意思による支配を後退させたという新民訴法における土地管轄規制に固有の事

情に基づくものであると想像される。このような事情が存在しない国際裁判管轄については、反訴の請求について外国の裁判所に専属的管轄が当事者の合意によって創設されているときもまた反訴管轄は否定されるとするべきである。

(4) 相 殺

審理対象の増加という点では、相殺の抗弁もここで取り上げることができる。たしかに相殺は単なる防御方法にすぎず、訴訟係属は発生させない。しかし、民訴法114条2項は裁判所が相殺の抗弁を判断した限りにおいて、自働債権の不存在について既判力が生じるとして、訴えに準じた取り扱いをしている。そのことから、訴訟上の相殺は自働債権に関する裁判所の管轄を必要とするのではないか、という疑問が生じる⁽²⁹⁾。

反訴も可能なような本訴と関連性をもつ自働債権であれば、反訴の国際裁判管轄を類推することができる。また、反訴被告(原告)が指定した法廷地が利用されているのであるから、反訴被告の管轄上の不利益を考慮する必要もないように思われる。応訴管轄が認められることも多い。さらに相殺の抗弁が防御方法にすぎないこと、および被告の防御可能性を不当に制限してはならないという点を強調することもできる⁽³⁰⁾。しかし、そうだからといって、相殺の抗弁に供される受働債権について、受訴裁判所の国際裁判管轄を一律に不要とするのは早急であろう。

まず、自働債権について外国の裁判所に専属的裁判管轄が存在して(合意管轄及び仲裁合意も含む)、そこから相殺禁止が解釈として導かれる場合⁽³¹⁾、それによる相殺の抗弁は不適法である⁽³²⁾。それ以上に、相殺の抗弁と反訴の機能的類似性⁽³³⁾及び既判力の発生を考慮すると、自働債権について無管轄の裁判所が審理判断することは不合理である。相殺の抗弁に関する各国の異なる取り扱い(援用の必要の有無、法定相殺、判決による相殺、その訴訟行為としての適法性)⁽³⁴⁾に鑑みると、単なる防御方法として本訴の受訴裁判所にその審理を委ねることに躊躇を覚える⁽³⁵⁾。そこで、解釈論としては、(本訴の関連性のない)受働債権がすでに既判力によって確定している、または反訴被告がそれを争わない場合には、相殺は単純な差引勘定と同視できるので、準拠法による相殺権の属性の

違いにかかわらずなく、本訴の受訴裁判所が審理判断できる、というドイツの有力説⁽³⁶⁾には説得力があるように思われる。いずれにせよ、本論点は、管轄合意及び反訴管轄の規律に大きく関わっており、その限りで将来の管轄立法において格別の規定までも求める必要はないだろう。

5 併合管轄

民法7条の規定が国際裁判管轄としても機能するか、は伝統的論点である。併合管轄は、従来の判例および学説において、二重機能性が直ちに認められない裁判籍の典型例としていつも引き合いに出されてきた。学説が否定説に傾いていたのに対して、近時一定の要件の下にこれを肯定するような説示を含む最高裁判決が登場したことによって、議論の展開が見られる。

(1) 客観的併合

国内土地管轄の場合にも、管轄原因のない請求が併合されて審理されることの問題点は当然存在するが(空の第一請求に真の狙いの第二請求を併合する)、その場合には、移送によって対処すると考えられてきた。しかし、国際裁判管轄の場合、国境を越えた裁判所間の移送は観念されないのであるから、この被告の不利益を国内の管轄規制の中で考慮しなければならない⁽³⁷⁾。

① 管轄利益

訴えの客観的併合の特別管轄を肯定できるための管轄利益について考える。まず、これによって原告は本来無管轄の請求についても併合審理を求めることが可能になる。それらについて訴求するために外国の裁判所に別に出向く必要を省けるという点で、客観的併合の管轄が原告利益にかなうことは争いようがない。ただし、原告が被告に対する複数の訴え(請求)をひとつの裁判所に集中したいのであれば、被告の普通裁判籍(住所地)のある国で提訴できることには留意するべきである。

逆に被告にとって客観的併合の管轄にメリットはない。特に併合元の管轄原因が請求原因事実と符合する場合(不法行為地および義務履行地の管轄)、いずれの学説によるとしても⁽³⁸⁾、裁判所はある程度本案に立ち入った審査をすること

が不可欠であり、そのために被告も本案をにらんだ本格的な応訴を強いられる。そのような管轄審理を経た上でなければ、併合される請求権について国際裁判管轄の存否は判断できない。またはそのような審査の結果、併合元の請求権についての無管轄が判明するならば、受訴裁判所は、併合請求についても直ちに無管轄となり、そこでの従前の審理がすべて無駄になる。もし仮に被告が併合元の訴えとの併合審理に何らかのメリットを感じる如果能够ならば、併合提起されている無管轄の訴えについて応訴管轄を生じさせることもできたはずである。

最後に裁判所の利益、すなわち公益の観点は客観的併合の管轄を正当化するだろうか。土地管轄の次元では、複数の訴えに何らかの関連性があるならば事件の一挙的、統一的解決が実現されるように見える。しかし、通常の客観的併合のケースでは、併合審理が強行されるべきだという制度上の必然性はなにもない。そもそも原告はこれらの複数の訴えについて同時提訴(併合提訴)を強制されておらず、裁判所は弁論の分離も自由にできる。客観的併合の管轄を支える公益性は乏しい、と言わざるを得ない。

以上のようなメリット(利益)とデメリットを比較するならば、一般的に客観的併合だけを原因とする国際裁判管轄を許容する根拠(正当化事由)は存在しないというべきである⁽³⁹⁾。

② 最判平成13年6月8日(ウルトラマン事件)

わが国の判例(最判平成13年6月8日・ウルトラマン事件最判)は、しかし、複数の請求(訴え)の間に「密接な関係」があることを要件にして、併合請求の国際裁判管轄を認めた。新しい立法において、この要件を条文化した客観的併合管轄を設けるべきであろうか。

まずこの最判の言う「密接な関係」とは何か明らかにする必要がある。この問題を詳論した渡辺教授の研究⁽⁴⁰⁾に全面的に依拠するというならば、この最高裁判決には、①(警告書の送付という)不法行為に関わる重要な争点について、独立の確認請求をおよび不作為請求を併合させた場合、並びに②同一著作物に関してわが国の著作権等の有無の確認を求める主請求に、外国の対応する著作権等の有無の確認を求める請求を併合させた場合、に密接な関係を肯定した事例

的な意義がある。

これらのうち、渡辺教授によれば、客観的併合の管轄の正当化根拠は、複数請求間の判断の矛盾の回避にあるという前提から、両請求が相互に依存・排他等の条件的関連にある場合にのみ、「密接な関係」の要件が充足される。したがって、上記の最高裁判決の判断のうち準拠法を異にする独立の権利（日本とタイの著作権）を扱う②の場合について密接な関係は否定される。

上記の判例の②の場合にも併合請求の管轄が認められるならば、例えば我が国の著作権者が、同じ著作物についての「米国著作権」侵害を理由として米国在住者に対して損害賠償請求訴訟を提起したいとき、被告（米国在住者）がその著作物について日本の著作権を有しないことの確認の訴え（財産所在地の管轄が我が国に認められる）に併合させてわが国の国際裁判管轄権を獲得することが容易に可能になってしまう⁽⁴¹⁾。このような不当な結論を回避するためにも、判例の密接な関係の基準は、渡辺教授が主張するような「両請求間における先決、選択、又は予備的な関係」というより狭いものでなければならない。

もっとも、そのような意味での密接な関係がある複数の請求のひとつについて管轄原因（例えば義務履行地管轄）が認められる場合には、通常は、他方の請求についても同様の管轄原因が肯定できる場合が多いと思われる。そうであるならば、一般的に客観的併合の管轄権を条文化しておくことの意義は乏しいともいうことができる。

③ 立法例

ブラッセル規則6条4号は、契約上の訴えについて、不動産に対する物権上の訴えが併合されているとき、不動産の所在地の裁判所が管轄権を有する。ドイツ競争制限防止法GWB 88条によれば、本法違反およびカルテル協定違反の場合、法的または直接の経済的関連があるとき、併合的できる。これらは、ごく限られた場面に妥当する、例外的規定である。

(2) 主観的併合

客観的併合とは異なり、主観的併合（共同訴訟）の管轄において、本来無管轄の裁判所で審理される共同被告の不利益の問題性は、国際裁判管轄のみなら

ず、土地管轄の規律としても、自覚されていた。新民訴法の立法論議においてもこの問題は議論され、最終的には民訴法38条前段の類型に限定して共同訴訟管轄が認められることになった⁽⁴²⁾。

このような要件上の絞り込みを経た民訴法の共同訴訟管轄は、国際裁判管轄のルールとしても通用するだろうか⁽⁴³⁾。

① 管轄利益

共同訴訟の管轄の正当化根拠として、通常、複数の請求の一挙的解決（訴訟経済）と裁判の矛盾の回避の二つがあげられる。そのうち民訴法の立法者が後者の裁判の矛盾の回避の利益をより重視していたことは、7条但書から明白である。

世界的規模での判決調和を理念のひとつとする国際裁判管轄法（国際民事訴訟法）に関しても、裁判の矛盾の回避という利益（公益）を尊重することは合理性があり、わが国の国際裁判管轄法においても認められるべきである。

② 立法例

国際裁判管轄として共同訴訟管轄を許容するブリュッセルI規則6条1号（またはハーグ条約草案14条1項（最終案では削除））においても複数被告に対する裁判の矛盾の回避が根拠になっている。ただしこれらの規定においては、共同被告のうちの少なくとも1人について住所地（普通裁判籍）を理由とする国際裁判管轄が存在しなければならない。日本の民訴法7条にはそのような限定はない。

複数の被告に対する訴えの管轄権をひとつの国の裁判所に集中させて、審理し、裁判の矛盾を回避することだけを考えるならば、このような住所地管轄の要件を設ける必要はないはずである。それにもかかわらずこの要件がおかれているのは、ブラッセル規則の立法者がたんに被告住所地という原則的な管轄原因に執着していること以上の理由があるはずである。たとえば、併合元の被告に対する訴えについて、不法行為地又は義務履行地に基づく国際裁判管轄が主張されている場合、客観的併合の場合と同様に、本案と符合する管轄原因の審査が進行して、結果的にそれが否定されるならば、併合された他の共同被告に対する国際裁判管轄は根拠を失う。裁判所は、併合元の管轄審査と併合される

共同被告に対する訴えと併合元の訴えとの関連性を同時並行的に審査することは負担である。

このように併合元の被告に対する訴えについて、裁判所にとって管轄権調査の負担が少ない住所地管轄を要求するブラッセル規則等の立法例には十分な合理性がある。わが国の新しい立法においても、土地管轄規定の民訴法7条とは異なり、共同被告の1人について普通裁判籍が存在することを要求するべきである⁽⁴⁴⁾。

③ 要件

共同訴訟管轄の規定においては、上記のような共同被告の一人についての住所地管轄の存在のほかに、共同被告間での裁判の矛盾を回避するという利益を実現するための格別の要件が定められなければならない。仮に最判平成13年判決⁽⁴⁵⁾の「密接な関係」の要件をここでも使用するならば、その意味が明らかにされなければならない。

この場合に、各共同被告に対する判決の統一の意味を既判力のレベルに限定することは困難である。被告側での必要的共同訴訟の場合でしか共同訴訟管轄を利用できないとするならば、その適用範囲は極めて狭くなる。最判平成13年の密接な関係の要件から言えば、明らかにその文言からはずれる。

既判力に加えて、判決理由中の重要な判断の点で相互に矛盾のない判断が要請される関係にあるような複数請求間でこの密接な関係が認められるというべきである。具体的には、民訴法学において「準必要的共同訴訟⁽⁴⁶⁾」としてあげられる例、すなわち主債務者と保証人、連帯債務者、共有が考えられる。もっとも、これを要件として明文化する際には、民訴法7条但書が準用する民訴法38条前段の文言はそのまま利用できそうである⁽⁴⁷⁾。

なお、併合のための「訴訟の目的である権利義務が同一の事実上および法律上の原因に基づくとき」という要件について、最近のEC裁判所の判例は、同じ発明であっても外国特許を束ねることはできないことを明らかにした⁽⁴⁸⁾。「ひとつのまたは複数の締約国の領域内においてなされた行為を原因として、異なる締約国に所在する会社を相手取ってある欧州特許権の侵害訴訟が提起されたとき、同一の企業グループ(コンツェルン)に属する各会社は、系列会社の

一社のみが策定した共通の企業戦略に基づいて、同一の態様でもって行動をした、という場合であっても、EC管轄執行条約6条1号は適用されないと解釈される。」「同一の事実上の原因に基づくとき」という要件の該当性が問題になる具体例として、わが国でも議論がされることになるだろう。

6 おわりに

本稿で取り上げた各裁判籍のうち、併合管轄は従来の学説または一部の裁判例において国際裁判管轄への転用（二重機能性）を消極的に解されることが多かった。しかし、前記の最判平成10年（サドワニ事件）および最判平成13年（ウルトラマン事件）が一定の要件（密接な関係）を要件として国際裁判管轄を認めた結果、主観的および客観的併合の双方について併合管轄にも二重機能性を認める傾向が我が国で強くなっているように思われる。しかし、外国の立法例またはブラッセル規則等と比較してみると、請求の客観的な併合の場合（相殺の抗弁も含む）には管轄利益の考量の上で依然として慎重であるべきことが明らかになった。

また、将来、これらの裁判籍に原則的に二重機能性を付与する立法措置がとられたとしても、応訴管轄における応訴の程度、反訴管轄における本訴請求と反訴請求の関連、または客観的併合管轄における複数請求間の密接な関係という要件を法律条文に具体的に書き表すことは不可能である。管轄原因を絞り込むこれらの抽象的な要件についての解釈上の争いは避けられない。したがって、これらの裁判籍に関する限り、立法化による際だった利点は見込めない。

- (1) 本稿は、第117回国際私法学会（平成20年5月11日中京大学）のシンポジウム「国際裁判管轄立法に向けて（その1）」において担当した報告の原稿に基づいている。その後、わが国の国際裁判管轄立法を念頭においた「国際裁判管轄研究会」（座長・高橋宏志教授）の報告書がNBL883号（2008）37頁，884号64頁，885号64頁，886条81頁，887号114頁，888号72頁に公表された。本稿はこの報告書も参照しており、以下「研究会報告書」として引用する。
- (2) 最判昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁（マレーシア航空事件），最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁（ファミリー事件）。

- (3) 竹下守夫ほか・研究会新民事訴訟法〔ジュリスト増刊, 1999〕24頁, 小林秀之「国際民事訴訟法」竹下守夫編集代表・講座新民事訴訟法Ⅲ(1998)395頁, 藤田泰弘・日米国際訴訟の実務と論点(1998)173頁。
- (4) 池田辰夫「管轄と移送」竹下守夫編集代表・講座新民事訴訟法Ⅰ(1998)102頁。
- (5) 研究会報告書(3)NBL885号64頁。
- (6) 管轄上の利益の詳細な検討は, 山田恒久「国際裁判管轄の合意」獨協法学48号(1999)121頁。
- (7) 本条約については, 道垣内正人「ハーグ管轄合意に関する条約(2005)」新堂幸司=山本和彦編・民事手続法と商事法務(2006)251頁が詳しい。
- (8) 中野俊一郎「管轄合意・仲裁合意・準拠法選択」齋藤彰編・国際取引紛争における当事者自治(2005)67頁, 神前禎「合意による管轄」新・裁判実務体系3国際民事訴訟法(2002)138頁。
- (9) 松本博之=上野泰男・民事訴訟法〔第4版補正版, 2006〕243頁。
- (10) 神前・前掲141頁, 松本=上野・前掲243頁。
- (11) 秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅰ〔第2版, 2006〕179頁。
- (12) 神前・前掲141頁。それに対して, 山田・前掲127頁は, 管轄の合意を私法の契約と性質決定し, そのうえで書面の必要性等の方式は, 意思表示の外部的形式に含まれるので, 実体法的処理に服するとする。
- (13) 最判昭和50年11月28日民集29巻10号1554頁。
- (14) 秋山ほか・前掲179頁。
- (15) 「書面性」の程度については解釈問題として立法後も議論が必要である。さしあたり, 最判昭和50年の判例の基準を手がかりとするべきである。当事者意思の明確性と真意性を条件とするものであるから, 必ずしも当事者双方の署名のあるものを原則にする必要はない。反対に書名要件を強く要求するのが藤田泰弘「日本裁判官の国際協調過剰3」判タ246号(1970)16頁。また, 田中誠一「国際合意管轄条項に関する覚書」好美清光先生古稀記念論文集・現代契約法の展開(2000)470頁参照。
- (16) 貝瀬幸雄・国際化社会の民事訴訟(1993)290頁。研究会報告書(3)NBL885号66頁。
- (17) Schack, IZVR 4. Aufl., Rn 442
- (18) 神前・前掲142頁。
- (19) 研究会報告書(3)NBL885号67頁。
- (20) 山田恒久「応訴管轄」国際私法の争点〔新版, 1996〕233頁, 同「応訴と国際裁判管轄」法学研究68巻12号(1995)383頁。
- (21) 安達栄司「判批」ジュリスト1250号239頁参照。

- ② 大阪地判昭和61年の評釈で一致した見解である。安達・前掲239頁参照。
- ③ Schack, IZPR, Rn. 485, 中野俊一郎「国際応訴管轄と外国判決の承認」神戸法学雑誌46巻2号(1999)251頁。
- ④ 中野・前掲249頁。
- ⑤ 大阪地中間判昭和61年3月26日判時1200号97頁, 中野・前掲247頁。
- ⑥ 新堂幸司ほか編・注釈民訴5巻(1998)382頁。
- ⑦ ヘーグの1999年管轄執行条約草案15条も同様である。
- ⑧ 法務省民事局参事官室編・一問一答新民事訴訟法(1996)146頁, 竹下ほか(研究会)・前掲141頁(竹下発言)。
- ⑨ ダグマー・ケスター・ヴァルチェン(渡邊惺之訳)「国際民事訴訟法における相殺」阪大法学46巻2号365頁。
- ⑩ 渡邊惺之「判批」ジュリスト重判解説昭和61年度271頁。
- ⑪ 応訴管轄で言及した大阪地中間判昭和61年に対する, 神前禎「判批」ジュリスト943号111頁この立場である。ドイツ法について, 河野正憲「単独外国裁判籍の合意」判タ467号(1982)55頁。
- ⑫ しかし, 大阪地中間判決昭和61年3月26日は, 外国の合意管轄があっても相殺の抗弁に供された自働債権についても受訴裁判所で判断できるとした。
- ⑬ 最近のものとして, 最判平成18年4月14日民集60巻4号1497頁参照。
- ⑭ 詳細は, ケスターバルチェン・前掲374頁。
- ⑮ しかし, EC裁判所1995年判決は, ブラッセル条約の適用を否定した。ケスターバルチェン・前掲378頁。
- ⑯ Schack, IZVR, Rn. 355.
- ⑰ 渡邊惺之「客観的併合による国際裁判管轄」現代社会における民事手続法の展開・石川明先生古稀祝賀上巻(2002)377頁。
- ⑱ 安達栄司・民事手続法の革新と国際化(2006)156頁参照。
- ⑲ これに対して, 研究会報告書第6の1, 1は複数請求間の密接な関係を要件にして客観的併合の管轄を広く認める立場である。研究会報告書(6・完)NBL888号71頁。
- ⑳ 詳細は, 渡邊・前掲(石川古稀)385頁以下。
- ㉑ 安達栄司・ジュリ重判解説平成14年286頁。
- ㉒ 竹下ほか・前掲(研究会新民訴法)29頁以下。
- ㉓ 渡邊惺之「判例に見る共同訴訟の国際裁判管轄」二十一世紀の法と政治・大阪大学法学部創立50周年記念論文集(2002)392頁以下参照。
- ㉔ 研究会報告書第6の2は普通裁判籍の要件を求めず, 民訴法7条(38条前段)を

国際裁判管轄にも転用する立場である。研究会報告書(6・完) NBL 888号 74頁。

- (45) 最判平成10年4月28日民集52巻3号853頁。本最判について、安達「判批」NBL 678号65頁参照。
- (46) 高橋宏志・重点講義民事訴訟法・下(2004)243頁。渡辺教授は、民訴法41条の同時審判共同訴訟の「法律上(および事実上)の択一的帰責関係」概念を利用することを提案される。渡辺・前掲(大阪大学記念論文集)431頁。
- (47) そのような学説として櫻田嘉章「主観的併合」新・裁判実務体系3国際民事訴訟法(2002)135頁の基準(青林書院)がある。「訴訟の目的である権利または義務が数人について共通であるとき、または同一の事実上および法律上の原因に基づくときに、その数人が共同訴訟人として訴え、または訴えられることにより、訴訟の目的である請求をめぐる判決間の矛盾を避ける必要があるときで、被告の1人についてその意思・態度に基づくものでなく、また欠席判決という形でもない国際裁判管轄が我が国に認められる限りにおいて」。この櫻田説に関して言うならば、合意管轄、応訴管轄が排除されるのは当然であるし、合意または応訴は個別的なものであるから当然除外される。裁判の矛盾回避と権利義務共通は同義。欠席判決については、管轄原因事実についてだけ、管轄原因事実の符合の場合の自白を排除する意義に乏しい。
- (48) [2006] ECR I-6535. 本判決を紹介する日本語文献として、さしあたり安達栄司「EUの特許権侵害訴訟における国際的併合管轄の可否」国際商事法務(2007年10月号)35巻10号1430頁。